

第3号様式

令和6年度第1回船橋市老人福祉センター指定管理者選定委員会会議録

(令和6年6月17日作成)

- 1 開催日時 令和6年5月20日(月) 午後1時30分～3時00分
- 2 開催場所 船橋市役所本庁舎7階705会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 佐藤惟委員、内藤富江委員、石川修委員、佐藤博巳委員、窪田歩委員、横山智彰委員
 - (2) 事務局 田中高齢者福祉課長、野村施設管理係長、仲主任主事、矢口主事
- 4 欠席者 小島紀子委員
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
 - (1) 委員長の選任 公開
 - (2) 委員会の設置について 公開
 - (3) 老人福祉センターの概要 公開
 - (4) 募集要項の承認 一部非公開※
 - (5) 選定方法・評価基準の承認 非公開※

※船橋市情報公開条例第7条第5号に該当する不開示情報を審議することから、同条例第2条第2号に該当するため

- 6 傍聴者数 1人

7 決定事項

- (1) 委員長の選任

委員の互選により佐藤惟委員が委員長に選任された。また、佐藤惟委員より石川委員が職務代理者として指名された。

- (2) 募集要項の承認

募集要項(案)について事務局より説明がなされ、審議を経て募集要項が承認された。

- (3) 選定方法・評価基準の承認

選定方法及び評価基準(案)について事務局より説明がなされ、審議を経て選定方法及び評価基準が承認された。

8 議事

◆次第1「開会」

○事務局(施設管理係長)

定刻になりましたので、ただいまより第1回船橋市老人福祉センター指定管理者選定委員会を開催いたします。

なお、小島委員は欠席との連絡が入っております。

皆様におかれましては、大変お忙しいなかお集まりいただき、誠にありがとうございます。老人福祉センターを担当しております高齢者福祉課 施設管理係長の野村と申します。よろしく願いいたします。

本日の委員会では、お配りしている次第に基づきご審議をお願いいたします。最初の会議でございますので、委員長選任までの議事につきましては事務局で進行させていただきます。

また、本日の会議につきましては、15時の終了を予定しております。

会議に先立ちまして、本日の会議の公開・非公開について説明させていただきます。

会議の公開・非公開につきましては、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第4条ただし書きにおいて、「第1回目の会議開催前等で附属機関等において決定することができないときは、所管課長が会議の非公開を決定することができる。」と規定されているため、次のようにさせていただきます。

まず、会議の公開・非公開につきましては、次第8の選定方法・評価基準の承認は船橋市情報公開条例第7条第5号に該当する不開示情報が含まれるため、非公開とします。また、次第7募集要項の承認に含まれる選定方法・評価基準に係る部分につきましても同様に非公開とします。その他につきましては公開とします。

次に、傍聴人の定員を5人といたします。

なお、本委員会の議事録につきましては、原則委員名を含め公開となっております。不開示情報が含まれる部分につきましては、公開されませんが、不開示理由が消滅した場合には、公開されます。

本委員会の場合、選定が終了した時点で公開されます。

なお、委員の皆様には守秘義務がございますので、よろしく願いいたします。

ただいま傍聴人の方は1名いらっしゃいますので、入場していただいております。

◆次第2「部長挨拶」

○事務局（施設管理係長）

続きまして、高齢者福祉部長からご挨拶がございます。部長、よろしくお願いいたします。

○高齢者福祉部長

高齢者福祉部長の滝口と申します。いつもお世話になっております。

本日、ご参集の皆様方におかれましては、お忙しい中、老人福祉センター指定管理者選定委員を引き受けていただき、誠にありがとうございます。

老人福祉センターは、高齢者の多様な社会参加と介護予防の推進における活動の場を提供する場であり、その役割は今後ますます重要になってくるものと考えております。

ただいま申し上げました老人福祉センターの役割をご考慮いただき、市民の期待に応えうる、指定管理者の選定にお力を賜いますよう、ご協力の程、よろしくお願いいたします。以上です。

○事務局（施設管理係長）

ありがとうございました。

◆次第3「委嘱状の交付」

○事務局（施設管理係長）

続きまして、皆様に委嘱状の交付を行います。

部長が皆様の席にまいりますので、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

○高齢者福祉部長

「佐藤惟様 船橋市老人福祉センター指定管理者選定委員を委嘱します。令和6年5月20日 船橋市長 松戸 徹」よろしくお願いいたします。

「石川修様 船橋市老人福祉センター指定管理者選定委員を委嘱します。令和6年5月20日 船橋市長 松戸 徹」よろしくお願いいたします。

「内藤富江様 船橋市老人福祉センター指定管理者選定委員を委嘱します。令和6年5月20日 船橋市長 松戸 徹」よろしくお願いいたします。

「佐藤博已様 船橋市老人福祉センター指定管理者選定委員を委嘱します。令和6年5月20日 船橋市長 松戸 徹」よろしくお願いいたします。

○事務局（施設管理係長）

ありがとうございました。部長は公務がございますのでこれで退席させていただきます。

では次に、資料の確認をさせていただきます。

本日は、皆様にすでにお渡ししているファイルを資料として使用いたします。内容に変更はございません。

また、本日の審議終了後、ファイルは回収させていただきます。本日の審議の結果、募集要項、選定方法等に変更が生じた場合には、資料の差し替えを行います。

続きまして、お配りしている資料ア 委員名簿に沿って各委員の紹介をさせていただきます。

まず、佐藤惟委員です。佐藤委員は、淑徳大学総合福祉学部講師でいらっしゃいます。

高齢者福祉に高い識見をお持ちで、昨年度から介護保険事業計画作成委員や市内の特別養護老人ホームなどの整備事業者を選定する委員会の委員長を務めていただいております。よろしくお願いいたします。

次に、本日は欠席の小島紀子委員です。小島委員は、千葉県税理士会船橋支部の副支部長でいらっしゃいます。小島委員には、財務の専門家として、今後の選定審査において主に申請者の財務状況や収支計画についてのご意見をいただきたいと存じます。

次に、内藤富江委員です。内藤委員は、船橋市民生児童委員協議会の理事を務めていらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

次に、石川修委員です。石川委員は、船橋市いきいき同窓会で会長を務めていらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

次に、佐藤博已委員です。佐藤委員は、船橋市老人クラブ連合会で事務局長を務めていらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

次に、窪田歩委員です。窪田委員は、地域包括ケア推進課長です。よろしくお願いいたします。

次に、横山智彰委員です。横山委員は、高齢者福祉課長補佐です。よろしくお願いいたします。以上です。

◆次第4「委員長の選任」

○事務局（施設管理係長）

続きまして、委員長の選任に移らせていただきます。

本委員会設置要綱では、委員の互選により選任する事となっております。

委員の皆様いかがでしょうか。

○佐藤（博）委員

はい。

○事務局（施設管理係長）

佐藤博已委員どうぞ。

○佐藤（博）委員

私のほうで推薦させていただきますけれど、市の高齢者福祉分野で先ほどご説明があったようにですね、各種委員会で委員長の経験をされております佐藤惟委員がよろしいのではないかなと思います。

○事務局（施設管理係長）

佐藤惟委員を委員長にとのご意見です。

皆様いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○事務局（施設管理係長）

ありがとうございます。異議なしとの事ですので、本委員会の委員長は佐藤惟委員にお願いしたいと存じます。

それでは、続きまして船橋市老人福祉センター指定管理者選定委員会設置要綱第4条第4項において、委員長の事故等に備えてあらかじめ委員の中から職務代理者を指名することとなっておりますので、佐藤惟委員長からご指名していただき、その後、議事進行をお願いいたします。

○佐藤惟委員長

佐藤惟でございます。よろしくをお願いいたします。

では、早速ですが、職務代理者を指名させていただきます。

船橋市いきいき同窓会会長の石川委員がよろしいかと思っております。石川委員は、ふなばし市民大学校を卒業された方が卒業後も活動できるように支援等を行う同窓会の会長を務めておられ、高齢の方の地域での活動にお詳しいことから、是非お願いしたいと思っております。石川委員、よろしいでしょうか。

○石川委員

はい、やらせていただきます。

○佐藤惟委員長

ありがとうございます。では、本委員会の職務代理者として、石川委員を指名させていただきます。

◆次第5「委員会の設置について」

○佐藤惟委員長

それでは次に、本委員会の設置趣旨と審議のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

○事務局（施設管理係長）

はい。資料イをご覧ください。船橋市老人福祉センター指定管理者選定委員会の設置趣旨でございます。老人福祉センターは平成17年度より公設民営の施設となり、指定管理者による管理・運営となっております。指定管理者制度は民間の活力やノウハウの活用による質の高いサービスを提供することを目的としております。このことから、広く公募を行い、専門的な観点から評価・検討するとともに、選定過程の透明性・公平性を図ることを目的として選定委員会を設置するものです。

また、目標として、1つ目に、選定プロセスの透明性、公平性を確保すること、2つ目に、民間の創意工夫が発揮されるよう努めること、3つ目に、客観的な審査を通じて、実現可能性の高い優れた提案をした事業者を選定することとしております。

審議のスケジュールにつきましては、本日第1回選定委員会を開催し、募集要項の承認と選定方法・評価基準の承認をします。

その後は、記載してありますとおり、8月下旬から9月上旬に書面審査の事前審査、9月中旬に第2回選定委員会、10月上旬に第3回選定委員会を行う予定です。

第3回選定委員会終了後、委員長名で選定結果を市長に報告し、これをもって本委員会は終了となり

ます。以上です。

○佐藤惟委員長

ありがとうございました。

◆次第6「老人福祉センター概要」

○佐藤惟委員長

それでは、次に進みます。老人福祉センターの概要について事務局から説明をお願いします。

○事務局（施設管理係長）

はい。資料ウをご覧ください。老人福祉センターの概要についてご説明します。

老人福祉センターは60歳以上の高齢者を対象に各種相談、健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を総合的に供与する施設です。市内に5ヶ所ございます。

主な事業は、記載されているとおり、お風呂やカラオケ、健康器具等があります。また、クラブ活動も盛んであり、陶芸やダンス、囲碁・将棋など20前後のクラブが活動しております。

利用料は船橋市民は無料です。市外利用者は1日200円となっております。

開館時間は、月曜日から土曜日までの朝9時半から夕方4時までとなっております。

開設年月日、指定管理者名などは下にある表のとおりです。以上です。

○佐藤惟委員長

ありがとうございました。それではここまでのところで何かご質問のある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

ご質問はないようですので、概要につきましては今ご説明のとおりかと思えます。よろしくお願いたします。

◆次第7「募集要項の承認」募集要項概要の説明

○佐藤惟委員長

それでは、次に次第7募集要項の承認に移ります。

なお、次第7のうち選定方法や採点基準に関する部分、そして次第8選定方法・評価基準の承認につきましては、船橋市情報公開条例第7条第5号に該当する不開示情報が含まれるため、非公開となります。したがって、その審議の前には、傍聴人にご退出をお願いすることとなりますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

今回の指定管理者募集に係る募集要項（案）の概要について事務局から説明をお願いします。

○事務局（施設管理係長）

はい。皆様には事前に資料を送付させていただいておりますので、要点をしばってご説明させていただきます。なお、ページ番号については右下または左下に印字してあります通し番号で全てご説明します。

資料エ 8ページの目次をご覧ください。

募集要項の説明につきましては3つに分けて説明いたします。まず、はじめに、1指定管理者が行う管理の基本方針から9その他管理運営にあたっての留意事項までをまとめて説明します。この部分について委員の皆様でご審議をお願いいたします。

次に、募集方法である10指定管理者募集に関する事項を説明しますので、この部分についてご審議をいただきます。

そして、11指定管理者候補者の審査・選定等のうち（5）順位付けの方法までは、選定方法・採点基準の承認の審議となりますので、後に回し、（6）審査結果の通知及び公表についてから最後の14業務の引継ぎまでをまとめてご説明し、ご審議いただきます。よろしくお願いたします。

それでは、13ページをご覧ください。

まず、1 指定管理者が行う管理の基本方針として、市の基本方針を示してあります。申請者は市の示す基本方針を理解し、具体的にどのような管理運営を行うのかを事業計画書により提案します。ここでは、①から⑥まで、6つの基本方針を示してあります。

次のページです。2施設の概要は各センターの施設に関する基本的な事項を記載しております。

続いて3 指定管理者が行う業務といたしまして、次のページに業務の範囲を示してあります。また、業務の詳細については、63ページ資料3業務仕様書で定めています。中央老人福祉センターを除く4つのセンターでは併設施設のある複合館となっており、共用部分や館全体にかかる設備管理なども指定管理者の業務として明示しました。

16ページをご覧ください。また同じく指定管理者が行う業務のうち、資料3業務仕様書に示すものの他、指定管理者が、自らの企画で独自に実施する事業を自主事業等といたしまして、①介護予防等に関する取組みと②その他の自主事業等について提案を行うこととなっております。

特に①介護予防等に関する取組みは、今回の指定管理者選定において最も力を入れる事項のひとつであります。老人福祉センターは、高齢者の多様な社会参加と介護予防の推進における活動を提供する場です。このようなことから、介護予防に効果のある取組みを老人福祉センターで実施できるように、事業計画書で具体的な提案を行っていただくものとしております。

また、①介護予防等に関する取組み以外の自主事業を②その他の自主事業等において提案していただくこととなっております。老人福祉センターの利用者に一人暮らしまたは高齢者のみの世帯が多いことから、閉じこもり予防や高齢者向けの情報発信など、申請者の強みを生かした内容にさせていただくよう記載しております。なお、現指定管理者が実施している自主事業等は79ページ資料8自主的な取組み及び事業の一覧表に示しております。

17ページをご覧ください。

4施設の開館時間等については、

(1)開館時間は、月から土の午前9時30分から午後4時までとなっております。

(2)休館日は、日曜、祝日、年末年始です。

(3)開館時間、休館日の変更については、開館時刻の繰り上げ、閉館時刻の繰り下げ、休館日の変更については、規則の改正により行えることとなっておりますが、変更をした場合にも後述します指定管理料の増額はございません。

5指定期間は現行と同じ5年間とします。

6管理運営に関する経費等として、(1)利用料については、市民は無料、市外の方は200円です。市外利用者の利用料は指定管理者の収入となります。申請者による利用料変更の提案はできません。また、市が指定期間中に利用料の見直しを行う場合があることも記載しております。

(2)指定管理料については、18ページ下段に記載のとおり、あらかじめ参考金額を示し、この金額以下の提案を受け付けます。なお、当該参考金額は、指定管理期間中の5年間の合計額です。

また、19ページ中段に囲ってあるア〜ハは市が負担する経費です。これ以外の業務に関する一切の経費は指定管理者が負担します。市が負担することとなる光熱水費等について、どのように節減を図るかを事業計画書により提案することとしてあります。

(3)修繕については、1件30万円未満の修繕は指定管理者の負担となることを示してあります。

20ページ(4)物品については、現に使用中のものは指定管理者に無償で貸与します。また、3万円以上の物品については市が予算の範囲内で購入し、3万円未満は指定管理者で対応することとします。

次に7リスク分担は、想定できないリスクが発生した場合に、市と指定管理者のどちらがそのリスク

による負担を負うのかを定めております。

8 業務評価について、業務評価とは指定管理者として、施設の管理運営を協定又は仕様書どおりに行っているかを評価するものです。方法としては、業務評価シートに基づく評価や、利用者会議などがあります。業務評価の結果は公表し、改善を要するものは改善への取り組みを行うものとしてあります。

なお、申請者が独自に業務評価を行う場合は事業計画書において提案するものとしております。

22ページをご覧ください。

9 その他管理運営にあたっての留意事項についてですが、(1)法令遵守、(2)占有団体等の取り扱い、(3)損害賠償請求等への対応等について記載してあります。

(4)の苦情等への対応、(5)事故及び災害等への対応、(6)災害等発生時の対応及び協力、(7)職員研修の実施、(8)送迎車両の運行、(9)個人情報の取扱い、守秘義務及び情報公開は、事業計画書による提案事項となります。

(4)苦情等への対応について及び(5)事故及び災害等への対応については、苦情や事故に対応できるよう、マニュアルの整備や研修の実施等必要な体制を整えることとし、苦情や事故への対応方法について事業計画書により提案してもらいます。

(6)災害等発生時の対応及び協力については、施設を開館している時間だけでなく、開館していない時間でも災害が発生した場合には、速やかに施設の安全確認を行うものとしています。また、老人福祉センターは災害等の発生時において船橋市地域防災計画で福祉避難所に指定されており、その協力を要請される場合があります。それらの対応方法について事業計画書により提案してもらいます。

(7)職員研修の実施については、業務にあたる職員への接遇、救急救命などの研修を実施することとし、その具体的な方法を事業計画書により提案してもらいます。

(8)送迎車両の運行については、老人福祉センターの送迎車両は老人福祉センター利用者の送迎を行う時間帯と、指定管理業務とは別に“交通不便地域支援事業”としてバスを運行している時間帯がございます。申請者は不便地域支援事業を実施している時間帯については送迎車両を運行する提案はできませんが、それ以外の時間帯につきましては新たな提案を行うことができます。送迎車両の運行については75ページ資料7送迎車両運行表で示してあります。

(9)個人情報の取扱い、守秘義務及び情報公開は、個人情報の保護に関する法律に基づき管理業務の遂行に伴う個人情報について適切に取り扱うとともに必要な措置を講じることとなっているため、その具体的方法について事業計画書で提案することとなっております。

続いて、(10)利用者の声の把握、(11)文書等の管理保管、(12)監査等への協力、(13)本市への報告等、(14)障害者差別解消に係る配慮、(15)救護体制の強化、(16)その他と記載しておりますので、詳細は記載のとおりです。

9 その他管理運営にあたっての留意事項までの説明は以上です。

○佐藤惟委員長

ありがとうございました。募集要項の内容に関する説明でしたけれど、ここままで何かご不明な点、質問がある方はいらっしゃいますか。

前回との変更点がありましたら簡単に触れていただければと思いますがいかがでしょうか。

○事務局（施設管理係長）

はい。障害者差別解消に係る配慮、救護体制の強化というところが、主に前回と変わっているところ です。

○佐藤惟委員長

ありがとうございます。皆様いかがでしょうか。

それでは続きまして募集手続きについて説明ください。

○事務局（施設管理係長）

それでは27ページをご覧ください。

10 指定管理者募集に関する事項について説明します。

(1)スケジュールについてですが、このあと6月1日から募集要項を市のホームページに掲載します。応募者説明会を6月20日に開催し、現地見学会を7月上旬より順次開催します。質疑受付期間を6月21日から7月5日まで約2週間を設け、その回答を7月12日に市ホームページにて掲載します。応募期間は7月16日から8月15日までの1ヶ月間となります。

次に、書面審査を9月の中旬に委員の皆様に行っていただき、その結果を9月下旬に申請者へ通知します。

10月上旬に面接審査を実施し、結果を通知します。その後は令和6年第4回定例会に議案として上程し、議決を得られれば正式に指定管理者として指定いたします。

令和7年1月から協定書の協議を開始するとともに、指定管理者に変更があれば、業務引継ぎ、利用者への説明会と行ってまいります。

次に(2)指定管理者の募集手続きについては、スケジュールに沿って、記載してあります。

続きまして、30ページ(3)申請資格にて申請資格の要件を定めております。

(4)申請することのできる数については、申請することのできるセンターの数に制限はありませんが、複数のセンターに申請する場合には、センターごとに別個の事業計画を立てることとしております。

(5)申請の手続きについては、申請書類や提出方法を定めております。32ページ「⑤失格事項」では申請書類に虚偽や不正があった場合や指定期間中安定した業務履行が困難であると判断される場合などについては、審査の対象から除外する旨記載しております。

10 指定管理者募集に関する事項の説明は以上です。

○佐藤惟委員長

ありがとうございました。27ページから34ページのここまですべて何かスケジュールに関するご意見がある方はいらっしゃいますか。石川委員は何かありますか。

○石川委員

ありません。

○佐藤惟委員長

佐藤（博）委員ありますか。

○佐藤（博）委員

ありません。

○佐藤惟委員長

では続きまして、35ページからの審査・選定については、次第8選定方法・評価基準の承認で皆様にのちほどご審議いただきますので、募集要項の残りの部分39ページ真ん中(6)審査結果の通知及び公表について以降について事務局から説明をお願いします。

○事務局（施設管理係長）

それでは39ページをご覧ください。

(6)審査結果の通知及び公表については、申請者への結果の通知や公表の方法について記載しております。選定結果については、ホームページで公表されます。また、指定管理者候補者として選定された法人等が提出した申請書類5事業計画書についても公表されます。

(8)指定管理者の指定については、指定管理者候補者として選定された法人等について議決を経

て指定管理者に指定され、議決がされなかった場合指定できない旨記載しています。

(9) 次順位者の取り扱いについては、何らかの事情により、指定管理者の指定が取り消される場合に、指定管理者選定時に次順位者となった法人等を指定管理者候補者として協議を開始し、選定の手続きを進める旨記載しています。

1 2 指定管理者との協定の締結は、市は指定管理者として指定された法人等と協定を締結する旨記載しております。

1 3 指定の取消し等では、指定管理者による管理業務が不適切な場合や、業務継続が困難になった場合に、指定の取消しについて記載してあります。

1 4 業務の引継ぎについては、指定管理者が変更となる場合等に業務の引き継ぎ内容を記載しております。選定終了後の内容についての説明は以上です。

○佐藤惟委員長

はい。ありがとうございます。ページ39から42まででございますが、ここまでで何かご意見はある方はいらっしゃいますか。

内藤委員、何かございますか。

○内藤委員

大丈夫です。

○佐藤惟委員長

よろしいですか。

窪田委員、何かございますか。

○窪田委員

そうですね、特にごまません。

○佐藤惟委員長

はい。横山委員ありますか。よろしいですか。

○横山委員

はい。

○佐藤惟委員長

このあたりで前回のときと変更点はございますか。

○事務局（施設管理係長）

前は指定管理者候補者の次にあたる次順位者の取り扱いについて特に記載がなかったのですが、何らかの事情により、指定管理者の指定が取り消される場合に、次順位者と指定に向けて協議する旨を今回追加しています。

○佐藤惟委員長

明記されているということですね。はい、ありがとうございます。

ではここまでよろしいでしょうか。それでは戻りますが、35ページから39ページの上段にある面接審査を加えた最終的な順位付けの方法（例）までの部分を除く募集要項については、この案のとおりといたします。

続いて今お伝えしました、次第8 選定方法・評価基準の承認の審議に移りますけれども、ここから先の審議につきましては、船橋市情報公開条例第7条第5号に該当する不開示情報が含まれるため、非公開となります。したがって、恐れ入りますが、傍聴人はご退出願います。

【傍聴人退出】

◆次第8「選定方法・評価基準の承認」

非公開の審議等であるため、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第8条第3項後段の規定により記載を省略します。

◆次第9「その他」

○佐藤惟委員長

以上をもって必要な審議は全て終了いたしました。最後に皆様何かございますでしょうか。事務局からその他連絡事項等ございますか。

○事務局（施設管理係長）

皆様、長時間のご審議ありがとうございました。

まず1点目でございますが、審議結果による変更箇所はないということによろしいでしょうか。ファイルについては机の上に置いたままとしていただければと思います。

2点目としまして、今後の日程でございますが、委員の皆様には書面審査の仮採点を8月下旬から9月上旬にかけて行っていただきます。資料につきましては本日のファイルとあわせて郵送いたします。本日は欠席の小島委員につきましては、資格審査にもご協力いただくため、少し早めのご連絡となります。

また、第2回・第3回の日程につきまして、既に配布しております日程調整表にご記入いただき、本日も提出いただくか、もしくはFAX等で後日ご連絡いただければと思います。

面接審査を行う第3回選定委員会は、申請者数によっては1日で終了しない場合も考えられます。その際はご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、皆様の中で老人福祉センターの見学を希望される方がいらっしゃいましたら、日程調整ご案内いたしますので、事務局にお申し出下さい。事務局からは以上です。

○佐藤惟委員長

はい、ありがとうございました。本日の審議を踏まえて、必要な調整は事務局で対応をお願いします。ではこれにて第1回船橋市老人福祉センター指定管理者選定委員会を終了いたします。皆様お疲れ様でした。

9 資料・特記事項

(1) 傍聴者配布用資料

- ・ 次第
- ・ 船橋市老人福祉センター指定管理者選定委員会配布資料目次
- ・ 資料ア船橋市老人福祉センター指定管理者選定委員会委員名簿
- ・ 資料イ船橋市老人福祉センター指定管理者選定委員会の設置について
- ・ 資料ウ船橋市老人福祉センター概要
- ・ 資料エ船橋市老人福祉センター指定管理者募集要項（案）
- ・ 資料カ関係法令集
 - ① 船橋市老人福祉センター指定管理者の指定に関する要綱
 - ② 船橋市老人福祉センター指定管理者選定委員会設置要綱
 - ③ 船橋市老人福祉センター指定管理者選定委員会会議傍聴要領
 - ④ 船橋市老人福祉センター条例
 - ⑤ 船橋市老人福祉センター条例施行規則
 - ⑥ 地方自治法（抜粋）
 - ⑦ 老人福祉法（抜粋）
 - ⑧ 老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について
 - ⑨ 船橋市情報公開条例（抜粋）

⑩ 船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱

(2) 特記事項

特になし

10 問い合わせ先

健康福祉局高齢者福祉部高齢者福祉課施設管理係

047-436-3353